

原著論文

近世琉球における家譜資料にみる妾と側室

山城 彰子*

Concubines and Mistresses in Early Modern Ryukyu Family Records

Akiko YAMASHIRO*

要 旨

本稿では、琉球王国の士族社会において、特に妾と側室に注目し、女性が果たした／期待された／担わされた役割について考察する。また、琉球王国の士族社会に導入された中国の儒教倫理における「家」と女性についても併せて検討したい。

士族層は琉球王国の政治の中軸を担っており、士族層が安定的に身分を継承していくことが、琉球王国の社会システムの維持には必要とされていた。系図座設置（1689年）以降の琉球王国における身分の継承は、士族身分を有する父親から息子に引き継がれる「男系原理」に則って継承が行われるようになる。身分の継承は「家」という場の中で行われ、子孫が「家」を維持するためには女性の存在が不可欠だった。

近世琉球社会の婚姻に関して、「士階級では、妾をもたないものはいないぐらいであった」（宮城榮昌『沖縄女性史』沖縄タイムス社、1967年、179頁）という指摘もある。近世琉球における婚姻は、いわゆる正室だけではない様々な形態があったことがうかがえる。本稿では、家譜資料からその具体的な状況をみていきたい。

キーワード：家譜資料，妾，側室，士族，身分

Abstract

This paper focuses on the roles that women played, were expected to play, or were assigned to in Ryukyuan samurai society, with particular attention to concubines and mistresses. It also examines the "family" and women in Chinese Confucian ethics, which were introduced to the samurai society of the Ryukyu Kingdom. The samurai class played a central role in politics and maintaining a stable succession of status was necessary for the maintenance of the Ryukyu Kingdom's social system. After the establishment of the genealogical table (1689), the succession of status in the Ryukyu Kingdom was carried out according to the "male line principle," in which a father with samurai status passed the status on to his son. The succession of status took place within the "family," and the presence of women was essential to maintain the "family". Regarding marriage in early modern Ryukyuan society, it has been pointed out that "among the samurai class, there was no one who did not have a concubine**". This suggests that marriages in early modern Ryukyu were not limited to so-called "regular" marriages but included a variety of other forms. In this paper, we will examine the specific situation based on the family pedigree data.

Keywords: Ryukyu Family Records, Concubines, Mistresses

* 名城大学大学院博士後期課程 〒905-8585 沖縄県名護市為又1220-1 Meio University Doctoral Program (International Cultural Studies, International Culture and Area Studies) Meio University, Biimata 1220-1, Nago, Okinawa. 905-8585

** Eisho Miyagi, *Okinawa Josei Shi*, Okinawa Times, 1967, pp.179.

はじめに

本稿では、琉球王国の士族社会において、特に妾と側室に注目し、女性が果たした／期待された／担わされた役割について考察する。また、琉球王国の士族社会に導入された中国の儒教倫理における「家」と女性についても併せて検討したい。士族層は琉球王国の政治の中軸を担っており、士族層が安定的に身分を継承していくことが、琉球王国の社会システムの維持には必要とされていた。系図座設置（1689年）以降の琉球王国における身分の継承は、士族身分を有する父親から息子に引き継がれる「男系原理」に則って継承が行われるようになる¹。身分の継承は「家」という場の中で行われ、子孫が「家」を維持するためには女性の存在が不可欠だった。

本研究では、家譜資料の分析を中心に検討を進める²。琉球の家譜の成立について田名真之は「一般に家譜の成立年代は『球陽』の康熙28年（1689）の御系図官設置と翌年の御系図座中取三員の設置があげられる³」とし、系図座が設置されたことによって、家譜を持つ「系持」を士、「無系」を百姓とする「士農分離を完成し、また士族層内部においても、里之子、筑登之家との筋目の別、新参、譜代家の別などの家格が決定され、階層分化を齎すものとなった⁴」と述べている。

2001年に刊行された『なは・女のあしあと 那覇女性史（前近代編）』は、近世琉球期の女性史について初めて体系的にまとめられたものとして評価されているが、その中で田名は、近世の女性について以下のように指摘している。

近世琉球の女性たちは、政治の表舞台に登場してくることはほとんどない。十七世紀後半、儒教的倫理観が導入され定着していくなかで、男性中心の倫理観が増幅され、家系継承では女性が登場してくる

ケースは失われていく。しかし仔細に見ると、祖先祭祀や宗教、信仰の世界では前代同様女性の存在は大きなものであったし、婚姻を通してみる女性の地位も必ずしも低いものではなかった⁵。

田名は同書で家譜資料から事例を具体的に紹介し、王国時代の女性の地位について検討している。金城正篤は家譜資料の史的価値について、「社会史資料として、生卒年などを通して平均寿命を把握したり、婚姻関係・家族構成・家族制度などを理解する手掛かりが得られる⁶」と指摘している。福村光敏はそうした家譜資料を用いて家族を記す書式や士族の婚姻の形態について言及し⁷、栗国恭子は「琉球王府と女性たち」の中で家譜資料に加え、『四本堂家礼』から婚礼に関する儒教的な価値観を明らかにしている⁸。『四本堂家礼』とは、1736年に蔡文溥が編纂した久米村蔡氏の家訓書である。近年では豊見山和行が、『御教条』、『四本堂家礼』及び久米島の上江洲家の家訓の分析を通して支配階層の家族観について「一八世紀以降、儒教倫理を規範とした夫婦・親子・家族関係が、中央の士族層や地方の支配層に浸透していく⁹」と言及している。

家譜資料は琉球の身分制、役人の統制に関わる重要な一次史料として知られている。その内容は、「家譜序」、「世系図」、「家譜記録」（久米系はそれらに「歴代帝王紀年考」が加わる）から構成される。家譜には、首里系、那覇系、泊系、久米系、と地域別に4つの種類があるが、田名氏はそれらの違いについて、「首里、那覇、泊系と久米系では明瞭に一線を画することができるが、首里以下の三種は書式の上で見ると全くの同様なのである¹⁰」、と述べている。

首里系、那覇系、泊系家譜の書式とは、まず見出しにもなる男性の人名¹¹があり、その父母、室、子どもに関する記載が続き、王代ごとに編年体で職歴や勲功、褒賞

- 1 田名真之は「父系嫡男相続が家系の正統な継承法とされるのは、いうまでもなく儒教思想に基づいて」おり、「十七世紀後半の家譜成立前後から久米村人らによって儒教が盛んに喧伝され、やがて嫡子相続が家系継承の原則として確立していく」（田名真之『近世沖縄の素顔』ひるぎ社、1998年、12頁）と指摘している。
- 2 琉球には、首里系、那覇系、泊系、久米系という4つの沖縄島の家譜の他に、宮古、八重山、久米島にもそれぞれ家譜が存在する。両先島（宮古・八重山）家譜及び久米島家譜には、王府の「御朱印」が押印されておらず、系図座のチェックを受けていないという点が沖縄島の家譜とは異なる。本研究では沖縄島の家譜を分析の対象とした。
- 3 田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992年、102頁。
- 4 前掲田名真之『沖縄近世史の諸相』102頁。
- 5 田名真之「なはの女性・前近代概観」那覇市総務部女性室編『なは・女のあしあと（前近代編）』、2001年、22-23頁。
- 6 金城正篤「沖縄の家譜」沖縄県教育庁文化課編『沖縄の家譜—歴史資料調査報告書 VI』（沖縄県文化財調査報告書第90集）、沖縄県教育委員会、1989年、5頁。
- 7 福村光敏「家譜にみる士族の結婚・離婚・再婚・出産と相続」『地域と文化』編集委員会編『地域と文化 第61号』、1990年、2-5頁。
- 8 栗国恭子「琉球王府と女性たち」赤坂憲雄編『東北学Vol 6—特集＜南＞の精神史』東北芸術工科大学東北文化研究センター、2002年、176-187頁。
- 9 豊見山和行「前近代琉球の家族・夫婦・親子をめぐる権力関係」喜納育江編『沖縄ジェンダー学1「伝統」へのアプローチ』大月書店、2014年、77頁。
- 10 田名真之「解説」那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三』那覇市企画部市史編集室、1982年、2頁。
- 11 家譜の中には女性が元祖となった事例もある。田名真之によると、『氏集』で見ると、家譜総数約三千冊中五十五冊あり、その内容は「王子の娘や女官（女神や乳母、王の側室？の類）」といったグループと、新参・譜代の献金グループ、いわゆるコーイザムレー

が記される。久米系家譜では、見出しとなる男性の人名のあとに、彼の父母、室、子どもに関する記載があることは同様だが、「官爵」、「勲庸」、「寵榮」、子どもの「婚嫁」¹²が項目別に中国年号を用いた編年体で記されている。田名は「形式上の相違は、久米村の譜が中国の家譜の影響を受けて編集されたためであろう¹³」と指摘している。

では、本稿における研究の対象となる女性について、家譜ではどのような記述がなされているのか、以下家譜における婚入した女性に関する記載について検討したい。本章の主な分析の対象となる記録は、「家譜記録」の個々人の譜の部分に記されている。具体例として首里系家譜、向氏小禄家の七世朝彌の記事を家譜資料から以下紹介する。()内は割書きである。

【史料①】「向姓家譜 小禄家」

七世朝彌 (具志頭按司)

童名眞龜金唐名向世勳行一順治四年丁亥九月初四日
誕生

父朝智

母思乙金

室隆氏平安名親雲上基滿女思乙金 (順治九年壬辰十一月二十五日誕生康熙三十六年丁丑七月初九日卒享年四十六號月庭葬于平良墓)

長女思乙金 (康熙十三年甲寅九月二十六日誕生向氏仲田親方朝在室離別乾隆十二年丁卯十二月二十五日卒壽七十四號蘭閨葬于平良墓)

長男朝騎

次男朝便 (具志頭里之子親雲上別有家譜)

三男朝恩 (具志頭里之子親雲上別有家譜)

妾金城村島袋筑登之親雲上女眞滿 (生卒不傳號圓心)

四男朝俣 (具志頭里之子親雲上別有家譜)

尚質王世代

順治十年癸巳十一月初一日襲父家統任具志頭間切總地頭職領知行高二百四十斛

康熙元年壬寅十一月十五日始出仕

康熙二年癸卯二月十二日結敬髻

康熙三年甲辰諸知行減少之時為高百五十斛

尚貞王世代

康熙二十九年庚午十二月十六日卒享年四十四號金山

葬于平良墓¹⁴

家譜資料は、主に代々の男性の職歴や領地を王代ごとに記す史料であるが、男性の職歴の記載の前に、以上のような家族についての記載がある。

まず、何世何某という男性の名前とその男性の生年、唐名等に関することが書かれ、男性の両親が誰であるかという記載があり、そして室についての記載がある。家譜資料では、「室」以外にも「継室」「妾」「側室」と見出しの男性とどういった関係があるのかを示す言葉が記されている。本研究では、ひとまず、家譜資料の中で現れるそうした関係を示す語を「位置づけ」という言葉で表すこととする。家譜資料に記載されている婚入した女性の名前は、出身の「家」の姓と父親の名前の下に「～氏^{ムスメ}女何某」として記載されることが多い。上記の例では、室として婚入した女性は、隆氏の平安名親雲上基滿の女である思乙金ということがわかる。そして、名前の下に婚入した女性の生年や卒年、離別した場合は離別と記され、添い遂げたと場合は享年、號、葬地などが記載される。

室や継室といった婚入した女性についての記載の次に、その女性が出産した子どもの記載がある。子どもの記載は、男女関係なく生まれた順次で記載されることが多い¹⁵。女兒に関しては、名前の下に生年が記載され、卒年や嫁ぎ先などの情報が記載されている場合もある。また、他家に養子として出た場合や、分家して別家譜を持つ場合には、家譜の中に記載されていないため、名前の下に養子先や別家譜有りとして記載される。

家譜資料のなかで、婚入した女性が与えられる「位置づけ」の種類としては、上述したように「室」「継室」「妾」「側室」があり、明確な「位置づけ」が家譜において示されない事例(「名指されない女性」)も確認できる。

家譜資料からは、女性の主体的な動きをみることはできない。しかし、家譜資料に記述される女性の断片的な情報をもとに、「家」を基軸にみていくと、中心に置かれる「室」や「継室」だけではなく、「妾」や「側室」といった記述が多いことに気付く。本稿では、こうした妾と側室の「位置づけ」について検討する。

本稿で統計的分析の対象とする家譜は、『那覇市史資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)¹⁶』、『那覇市史資料篇 第1巻7 家譜資料三』203頁。

とに大別され(前掲田名真之『近世沖縄の素顔』18頁参照)、それらの家譜の元祖の見出しは女性となっている。例えば、向姓高嶺家の元祖は浦添翁主で王子の娘というケースである。

12 この「婚嫁」という項目があることは他の家譜との非常に大きな違いとなっている。久米系家譜では時折離別、再婚の状況の断片を示すような記載が「婚嫁」にあらわれる。

13 前掲田名真之「解説」2頁。陳捷先も「談琉球久米系家譜」(『族譜学論集』三民書局、2017年、379-400頁)で、田名氏と同様な指摘を行っている。

14 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三』203頁。

15 しかし、久米系家譜では、男児をまとめて女兒よりも先に書く書式もある。例えば、王姓家譜小渡家など。

16 那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)』那覇市企画部市史編集室、1980年。

料篇 第1巻6 家譜資料二(下)¹⁷』(久米系家譜、上下計51冊)、『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三¹⁸』(首里系家譜58冊)、『那覇市史 資料篇 第1巻8 家譜資料四¹⁹』(那覇・泊系家譜66冊)に所収されている大宗や小宗の家譜である。紹介する事例は基本的には刊行されている家譜から引用するが、一部那覇市歴史博物館が所蔵している未刊の家譜の事例も紹介したい。

近世琉球社会の婚姻に関して、先行研究では「首里・那覇の士族階層の間には嫁入婚型の婚姻風習が発生し²⁰」たことが指摘されている。また、「士階級では、妾をもたないものはいないぐらいであった²¹」という指摘や、「家格を重視した正妻との婚姻の他に、百姓出身の女性など階層にこだわらない側室を持つことも多かった²²」といった指摘から、近世琉球における婚姻は、いわゆる正室だけではない様々な形態があったことがうかがえる。本稿では、家譜資料からその具体的な状況をみていきたい。

1, 家譜資料にあらわれる妾と側室の特徴

『那覇市史』として刊行されている家譜資料から、妾という位置づけを与えられている女性については36人、側室という位置づけを与えられている事例は7人確認できる。拙稿「家譜資料にあらわれる家と女性—それぞれの婚姻・出産・離別—²³」でその一覧表を掲載しているので参照されたい。

家譜で妾として記載されている女性は、「室」や「継室」と異なり、3例²⁴を除き無系(百姓)の家出身の女性であった。そして、全員が子どもを出産しているという共通点が挙げられる。その子どもは男児のみならず女児も含まれている(女児のみの出産例もある)。妾自身の生年と第一子の生年がわかる事例から、妾が第一子を出産した時の妾と<夫>の年齢、さらに2人の年齢差を求めると、妾と男性の年齢差は大きいことがわかる。

側室として記載されている女性も地方出身者が多く、無系だと思われる。そして、妾と同様に子どもを必ず出産しているという共通点がみられる。同じように生年がわかる例から、第一子の出産年齢とその時の<夫>の年齢を求めると、側室と男性の年齢差は大きい。

このように、家譜資料では妾と側室については類似す

る特徴を指摘することができる。

『那覇市史』として刊行されている家譜資料において、「妾」という語彙と「側室」という語彙について、この二つを併記した家譜の事例はみられない。史料に現れる「妾」と「側室」も共通する点が多く、同義的な「位置づけ」の語彙が、それぞれの家譜の中で記述されていると考えていだろう。

「側室」という語彙を使用している、蔡氏儀間家九世堅の生年は1585年、向姓辺戸名家七世朝禰の生年は1622年、夏姓内嶺家七世徳庸の生年は1623年、向姓湧川家九世朝盛の生年は1650年、向姓具志川家九世鳳彩の生年は1674年、養姓原國家九世承祺の生年は1737年となっており、そのほとんどが唐系格に改め直す以前の記録である。それに対し、妾という語彙は多くが近世を通して使用されている語彙である。

「妾」、「側室」という2つの語彙が家譜に残ることになった要因は、康熙35(1696)年から行われたという「和系格」から「唐系格」への表記に改めたことが関係しているであろう。

2, 家譜資料にみる妾の状況

以下、家譜資料に現れる妾と側室の記載状況を提示したい。まず、家譜の中に妾を「娶る」という記載がある事例、次に妾に男児の誕生を望んでいると考えられる事例を紹介してみたい。

a. 妾を「娶る」と記録された事例

久米村の孫氏大嶺家の家譜では、室、継室と同様に妾を「娶る」と記載している。()内は割書である。

【史料②】「孫氏家譜 大嶺家」五世惟仁の譜の婚嫁より六男光裕娶湯氏照喜名筑登之親雲上兼肝長女眞牛(離別 後改姓鄭名乘重行)、繼娶阮氏吉元親雲上得寛次女眞龜、再娶鄭氏許田親雲上重行長女眞牛、娶妾泊村無系津波筑登之親雲上女蒲戸²⁵

以下の表は、孫氏大嶺家六世光裕の家族における室、継室と、妾との関係を示したものである。

17 那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(下)』那覇市企画部市史編纂室、1980年。

18 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三』。

19 那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻8 家譜資料四』那覇市企画部市史編纂室、1983年。

20 源武雄「第七章 人生儀礼 第二節婚姻 一首里の婚姻風習」那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』1979年、569頁。

21 宮城榮昌『沖縄女性史』沖縄タイムズ社、1967年、179頁。

22 前掲栗国恭子「琉球王府と女性たち」181頁。

23 山城彰子「家譜資料にあらわれる家と女性—それぞれの婚姻・出産・離別—」比較家族史学会編『比較家族史研究』32号、2018年。

24 向姓内間家七世朝睦の妾である舒能豊平安名筑登之親雲上常政女思武太と宿藍田平田親雲上典通女思龜、梁氏上江洲家十二世璽の妾である孫世顯佐久本筑登之親雲上女眞嘉戸

25 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)』438-439頁。

(表①) 孫氏大嶺家六世光裕の家族²⁶

<夫>	年齢	位置づけ	<妻>	子ども	生年	出産時の年齢
六世光裕 1781年 ～1853年	20歳	室	湯氏照喜名筑登之親雲	長女眞鶴	1801	18歳
	23歳		上兼肝長女眞牛	次女思戸	1804	21歳
	26歳		(離別 後改姓鄭名乘重行)	三女眞龜	1807	24歳
	30歳	継室	1783年～1830年	長男得才	1811	28歳
	32歳		阮氏吉元親雲上得寛次	四女眞牛	1813	29歳
	34歳		女眞龜	次男得功	1815	31歳
	38歳		1784年～1819年	五女武樽金	1819	35歳
	40歳	(再娶)	鄭氏許田親雲上重行長女眞牛	三男得禄	1821	38歳
	41歳			1783年～1830年	四男得明	1822
	43歳	妾	泊村無系津波筑登之親雲上女浦戸 1812年～	六女眞嘉戸	1824	41歳
	54歳			五男得壽	1835	23歳
	58歳			六男得寶	1839	27歳
	60歳			七男得達	1841	29歳
	62歳			八男得善	1843	31歳
	64歳			七女眞滿津	1845	33歳
	65歳			九男得嘉	1846	34歳
	66歳	十男得則	1847	35歳		
	68歳	十一男得潤	1849	37歳		
	70歳	八女眞眞勢	1851	39歳		

六世光裕は嫡子（因兄光宗無嗣嘉慶七年壬戌十一月二十六日請旨繼統）であったために「家」を継承する男児の誕生が必要であったと考えられるが、室、継室との間に4人の男児を授かっており、妾を「娶」った理由は男児誕生を望んだからではないと考えていまいだろう。第一子誕生から16年の間に9人の子どもを授かっている。

他にも、久米村の孫姓安座間家の家譜でも、室、継室と同様に妾を「娶る」と記載している。（ ）内は割書である。

【史料③】「孫姓家譜 安座間家」七世達道の譜の婚嫁より

長男文和娶梁氏當問秀才維隆長女眞牛、娶妾若狹町村無系宮平筑登之女眞加戸、又娶陳氏幸喜通事親雲上善保三女眞滿律²⁷

以下の表は、孫姓安座間家八世文和の家族における室、継室と、妾との関係を示したものである。

(表②) 孫姓安座間家八世文和の家族²⁸

<夫>	年齢	位置づけ	<妻>	子ども	生年	出産時の年齢
八世文和 嘉慶 12年～ (1807年～)		室	梁氏當問秀才維隆長女眞牛 嘉慶9年～咸豊11年 (1804年～1861年)	なし		
	37歳	妾	若狹町村無系宮平筑登之女眞加戸 嘉慶14年～ (1809年～)	長女眞鶴	1844	35歳

26 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6

27 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6

28 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6

29 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年、554頁。

30 沖縄県立図書館史料編集室編「大与座規模帳」『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会、1989年、76頁。

<夫>	年齢	位置づけ	<妻>	子ども	生年	出産時の年齢
	56歳	継室	陳氏幸喜通事親雲上善保三女眞滿律 道光18年～ (1838年～)	長男天祐	1863	25歳

八世文和は、室として梁氏當問秀才維隆長女眞牛を娶っているが、室との間に子どもを授かることはなかった。妾として娶られた若狹町村無系宮平筑登之女眞加戸が産出した長女は1844年生まれのため、室が40歳の時に妾が子どもを出産したことになる。しかし、妾が出産した子どもは女兒であったためであろうか、男児の誕生を望み継室として陳氏幸喜通事親雲上善保三女眞滿律を娶り、長男が誕生している。この事例からは、嫡子となる可能性を持つ男児を出産していないけれども、家譜の中で妾という「位置づけ」を与えられている女性の存在が示されている。

滋賀秀三は『中国家族法の原理』のなかで、「唐律疏議は、妾を娶る行為を一応は「婚」の概念のうちに含まれるものと説きながら、他面また妾は売買に通ずるともいう²⁹」と指摘している。琉球王国において妾を売買していたという事例は確認されていないが、家譜において「娶る」と記載されていることから、中国同様に婚姻のうちに含めるものとして捉えられていたと理解していまいだろう。

室や継室と同様に「娶」と記載される妾は「家」の中でどのような待遇がなされていたのであろうか。その「婚姻」生活の在り方を示唆する史料として、大与座規模帳がある。大与座規模帳では、妾の子どもとして生子証文を提出する際に、以下のように指示を出している。

【史料④】「大与座規模帳」

一 妾腹之子トシテ証文差出候方ハ母親備立之儀以前唐大和人取合且又方々働行不仕者ヲ妾仕家中ニ拘置或ハ於他所モ備方正敷致介抱出生之子之由双方一門親類与中別紙証拋書ヲ以申出候ハ、能々懸引之上可相達候右備立モ無之者ニ出生之子共曾テ取持間敷事³⁰

妾の身元が明確であることの前提として、妾を「家中ニ拘置」もしくは「他所」に「備方正敷」することを王府が求めており、この条文から妾との「婚姻」生活は、いわゆる(1)妻妾同居、もしくは(2)妾宅を構える、という2つのパターンがあることがわかる。滋賀秀三は同じ

く『中国家族法の原理』のなかで、「夫は妻を家族の一員として養う義務を負う。妻妾は同一家屋のうちに室を別って居住するを原則とし、便宜妾が別処に置かれる場合にも、理念的には常に妾も家族関係のうちに取込まれていなければならない³¹⁾」と述べている。琉球王国の士族社会においても、中国同様に妾を家族の一員として捉えていたと考えられる。

向姓高嶺家の5世廷柱の家譜には「同(乾隆…筆者注)四十年乙未十二月八日恭蒙從世子妃遣使朝兼及子妾眞嘉戸恵賜鬼餅各一重自此每年三月三日艾餅六月二十五日炊飯八月十日赤飯賀賜為例³²⁾」という記録がある。管見の限り、家譜資料から王家からの贈り物を受ける妾の存在が確認できるのは、この家譜のみである。滋賀秀三は服制の分析を通して「妻が死亡した後に妾があるとき、これが当然に妻となるわけのものではない。一旦妾として娶った女を後日妻に改めることも可能ではあるが、それにはそのための特別な披露が行われなければならない。これを『扶正』という³³⁾」と述べている。琉球王国において「扶正」といった特別な披露が行われていたかどうかは家譜資料では確認できないが、王家からの贈り物を朝兼及びその子と共に受け取ったということは、妾の眞嘉戸が家族の一員として認められていたという証である。廷柱の室及び継室は死別・離別していたため、妾の眞嘉戸がその役割を担ったものと思われる。王家からの贈り物を受けるといふ出来事は公事であり、公事だから家譜に記録として残されたのであろう。

b, 妾・側室に男児の誕生を望んでいると考えられる事例

(表③) 向姓眞壁家十世朝殷の家族³⁴⁾

<夫>	位置づけ	<妻>	子ども	生年	備考
十世朝殷 (田島親方) 1767年 ~1838年	室	向氏眞壁按司朝義女思戸金 1768年~1817年	長男朝章 次男朝典 長女思龜 次女眞鍋 三女眞鶴	1787 1788 1790 1795 1796	1817年死去 享年30 天享年三 天享年二
	継室	毛氏座喜味里之子親雲 上盛保女思武太 1788年~1826年	四女思龜	1821	殤享年五
	妾	桃原村無系玉代勢筑登 之女眞牛	三男朝恭 四男朝信	1830 1835	嫡子

向姓眞壁家、十世朝殷は室との間に男児2人、女児3人を授かるが、次男朝典は夭死し、長男朝章も1817年(室

も同年に死去)に死去している。朝殷は継室として毛氏座喜味里之子親雲上盛保の娘、思武太を迎えるが、女児を1人出産し、1826年に死去している。その後、妾として眞牛が婚入したのではないかと考えられる。眞牛は1830年と1835年に男児を出産し、眞牛が出産した男児が嫡子となっている。この事例は、妾に男児の出産を期待したケースとみていだろう。

次に、葉姓名渡山家九世兼榮のケースをみてみたい。

(表④) 葉姓名渡山家九世兼榮の家族³⁵⁾

<夫>	位置づけ	<妻>	子ども	生年	備考
九世兼榮 1782年 ~1847年	室	趙氏大湾筑登之親雲上 保清女思戸 1778年~1835年	長男兼敷	1803	1825年死去 享年22
	妾	金武間切金武村伊藝仁 屋女眞牛 1808年~1873年	次男兼護 長女眞鶴	1835 1837	長男死去のため1844年に嫡子となる

葉姓名渡山家九世兼榮は室である趙氏大湾筑登之親雲上保清女思戸との間に長男を授かっていたが、1825年に長男は死去し、家を継ぐ嫡子がいない状況だったと思われる。家譜によると、兼榮は1830年から5年間金武間切の下知役を務めている。妾である眞牛は金武間切の女性であり、眞牛との間に授かった次男兼護が1835年生まれである点から、おそらく金武間切赴任中に縁があったのだろう。次男兼護が生まれた年に室は死去しており、その後妾眞牛との間に長女が生まれ、家譜には眞牛の卒年と號が記載されている。眞牛は名渡山家で生活していたのであろう。眞牛が出産した次男兼護は1844年に嫡子として認められている。

(表⑤) 養姓原國家九世承祺の家族³⁶⁾

<夫>	位置づけ	<妻>	子ども	生年	備考
九世承祺 1737年 ~1814年	室	室泉崎村無系渡口筑登 之親雲上女思津奴 1738年~1810年	長女眞牛 次女思戸	1757 1760	
	側室	今歸仁間切上運天村松 山城妹思戸 生没年記載なし	長男文英	1765	1767年に嫡子となる

養姓原國家九世承祺の側室として記載されている今歸仁間切上運天村松山城妹思戸は、1765年に長男文英を出産し、文英は2年後に嫡子として認められている。承祺は室との間に2人の女児がいたが、「家」を継ぐ嫡子が必要で、側室には男児の出産が期待されていたと考えら

31 前掲滋賀秀三『中国家族法の原理』、555頁。

32 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻7 家譜資料三』370頁。

33 前掲滋賀秀三『中国家族法の原理』、555頁。

34 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻7 家譜資料三』237頁を参考に作成。

35 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻8 家譜資料四』741-742頁を参考に作成。

36 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻8 家譜資料四』534頁を参考に作成。

れる。

また、向姓具志川家9世鳳彩の側室として記載されている大里間切與那原村上原筑登之親雲上女眞鍋樽について、彼女が出産した10世宣謨の譜の中に以下のような記述がある。()内は割書である。

【史料⑤】「向姓家譜 具志川家」

母向氏司雲上按司(童名思武太金)

附 向氏司雲上按司不會受胎由是娶大里間切與那原村上原筑登之親雲上女眞鍋樽為側室乃生宣謨(眞鍋樽康熙十三年甲寅生乾隆十六年辛未七月二十二日死寿七十八號本心)³⁷

宣謨の母親として鳳彩の室である向氏思武太金が記載されているが、その附に、母親が懐妊しなかったため、側室として眞鍋樽を娶り宣謨を出産したことが記されている。刊行されている家譜資料の中では、室が不妊であったため妾あるいは側室を娶ったという記録は管見の限りこの事例と、蔡温の母親のケースのみである。

3. 家譜に記載されなかった妾

蔡氏具志家十世應瑞の家譜には、以下のような家族の記録が残されている。

【史料⑥】「蔡氏家譜 具志家」

十世諱應瑞高良親雲上

<中略>

父國器

母察氏慕達路

室明氏真津路金諱德馨字蘭若法號惟淑順治八年辛卯

三月三日生乾隆元年丙辰七月二十四日戌時卒次日葬南京墓

長男文溥 二男文漢 三男文湘 四男文河

長女梅千代康熙二十八年己巳正月十二庚辰日丙子時生

二女真津路康熙三十年辛未閏七月初三日丑時生

五男文海³⁸

家譜資料では、子どもたちの母親は室の明氏となっているが、蔡文溥が著した『四本堂家礼』には、「妾子之事」という項目の中に父應瑞の妾について以下のように書かれている。

【史料⑦】「妾子之事」

一 継母高良おまへの下女真呉勢与申者、我等父高良

之為二懐胎仕候折、身売候而首里佐久真親方之為江参男子誕生為仕事候。此由親方江御存知二而宜御素立、片髪結せ平田与名を付筆算共稽古させ被召置候処、御息親方之代二相成、御舎弟渡久山親方江被召付、皮之奉公二罷在候砌、雍正七年五月平田より私弟仲井真親雲上を以承ハ、私儀高良親雲上子二而有之由其母相知せ可申候。兄弟之取合有度由候付而其由母親江申上候得者承候通実正之儀二候。弥兄弟之交口可致由御領掌候。然共死後之事二而難致有之、一門中申談候処、いつれも可然筋二承候故、吉日を以御霊前江右之段申上、平田江拜礼させ、則高良与名替させ兄弟之取合仕候。其時親之形見与して紺地葎物夏衣装一進申候。尤此趣佐久真親方・渡久地親方江も致問合候。其以後二系二入可申与存訟書共相調、仲井真親雲上を以御系図奉行の方内々申上候処、頃日御法相立、右之躰之儀者相叶不申由承候付而者無是非系二入不申。残念存事候。然者高良儀先妻二女子呉勢与申者致出生、十五歳之時、其母今帰仁御殿江身売させ候付而、從此方身請候而拘置、毛氏和宇慶親雲上四男和宇慶秀才女房二召成、男子一人繁昌仕、其後致離別候付而、亦護佐丸毛氏屋嘉比里之子女房罷成、当分男子一人致繁昌候。将亦後妻之為二男子一人女子三人有之候処、高良儀雍正十二年三月廿五日其年四十三二而致病死候付、彼妻計を以真和志間切牧志地之内大塘与申所江墓所を設葬置候。此段子孫為存知候事³⁹

上記の史料の要点をまとめると、①文溥の継母である高良おまへ(父親の「継室」か。家譜には記録なし)の下女の真呉勢が父親の子どもを妊娠した、②妊娠後に首里佐久真親方の元へ身売りしそこで男子を出産した、③佐久真親方はこの経緯を承知で子どもを養育し平田と名付け筆算稽古などもした、④佐久真親方の息子の代になり平田は「私は高良親雲上の息子である」と文溥の弟に名乗り出てそのことを継母に伝えてほしいと申し出た、⑤継母に伝えたところその経緯は事実であるとのことであった、⑥そのため兄弟の交流をすることになったが父親はすでに他界していたため、一門中で相談し了解いただき父親の位牌にもその旨を報告し、平田から高良へと名前を変えさせた。⑦その後、系図に入りたいと訟書を準備し系図奉行に内々に相談したところ、近頃「御法」ができたためこのようなことはできないということであった。

この史料から應瑞は下女を妊娠させたが、妾としては

37 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻7 家譜資料三』266頁。

38 前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)』301頁。

39 山里純一『琉球の家礼に関する書誌学的・文献学的研究』琉球大学法文学部、2010年、247頁。

抱え置かなかったことがわかる。また、下女としても雇用し続けず他家に奉公させ、そこで應瑞の息子が生まれた。「平田」という位階がついていない名前から、佐久真親方の家では奉公人の子どもとして養育されたと考えられる。應瑞も佐久真親方も死去した後、息子の平田は文溥の元に名乗り出て、母親の証言により應瑞の息子だと認知された。その後、「平田」を系図に書き入れようとするが、「御法」によって書き入れることができなかったという。この「御法」はおそらく雍正8（1730）年に定められた系図座規模帳（仮題）の以下の記事を指していると考えられる。

【史料⑧】「系図座規模帳（仮題）」

一 於諸島二妾相求子共致出生系釣入度願出候方所之者能存知之上門親類証拋書を以帰国三ヶ月限二申出候ハ、系釣置迄二而居住付可相記候又懐胎内帰国之方者出産次第可申出候若致遅引二三年相過訴出候ハ、取持間敷事
附 嗣子於無之者其跡嗣計者及言上可差免事

一 於田舎妾相求子共致出生系釣入度願出候方所之者能存知之上門親類証拋書を以廿日限申出候ハ、居住付可差免事
附 右同断

<中略>

一 妾之備茂無之者江出生之子共系入度願之方畢竟乱人倫掠之基候間一向取持間敷事⁴⁰

系図座規模帳では、離島や田舎において妾を求めて妾が出産した子どもを系図に書き入れる場合は、一門親類の証拋書を用意することと、系図座に訴える期限を定めていた。平田のケースは離島や田舎において生まれた子どもではないが、訴える期限を過ぎていたため系図に書き入れが認められなかったのではないかと考える。また、「妾之備」がない者の子どもは系図に入れてはいけない、と戒めている。「妾之備」とは、資料④で挙げた大与座規模帳の、妾と認める女性は身元がしっかりしている女性で、家中か他所でちゃんと面倒をみている状態を指すと考える。平田の母親は下女であり、懐妊が判明した後に他家に奉公に出された経緯から、「妾之備」という条件に合致せず、これも系図に書き入れることができない事由の一つにされた可能性もある。

滋賀秀三は前述の『中国家族法の原理』の中で、「男

が自家の婢と情交をもつことは、しばしばあり勝ちなことであり、かつこれは家の外における秘密の情交とは異なって、少なくとも強くは指弾されなかった⁴¹」と指摘し、「主の寵愛を受け、とくに主のために子を産んだ婢は、とかく肩身が狭いながらも或る程度妾に準ずる扱いを受けることが多かったであろう。また主人は寵愛する婢を何時でも妾の地位になおすことができた⁴²」と指摘している。しかし、蔡家の事例においては中国の事例に示されたように、真呉勢は應瑞の妾として抱え置かれていない。琉球王国において下女から妾となった事例があるのか今後の課題とし、平田の母親のように、士族の男性と子どもを授かっているが妾として家譜には記載されないケースも存在することを指摘したい。

4. 妾・側室の<夫>の状況

以上、妾あるいは側室として記載された／記載されなかった女性の置かれた状況を家譜資料から紹介したが、次に<夫>となった男性の状況を家譜資料から検討してみたい。以下、家譜資料から<夫>となった男性の領地・役職・知行などに関する記録を一覧として以下に挙げる。

(表⑥) 妾の<夫>の状況

No.	妾	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
1	具志頭間切與座村多賀良旋親雲上女思戸金號蓮溪		向姓小禄家四世朝盛	1578	萬曆年間拜授具志頭間切総地頭職 萬曆年間任國相職
2	金城村島袋筑登之親雲上女眞満	首里	向姓小禄家七世朝彌	1647	順治十年癸巳十一月初一日襲父家統任具志頭間切総地頭職領知行高二百四十斛
3	具志頭間切新城村新垣女思戸		向姓小禄家九世朝憲	1718	乾隆十六年辛未十月十八日因朝経無嗣子襲家統任具志頭間切総地頭職領知行高百斛 乾隆三十二年丁亥二月二十九日任南風之平等総横目職
4	桃原村無系玉代勢筑登之女眞牛	首里	向姓真壁家十世朝股	1767	嘉慶十五年庚午十二月朔日叙紫冠并賜知行高四十斛 嘉慶二十一年丙子四月十四日継父之家統眞壁間切惣地頭職 道光十六年丙申十二月朔日任勘定奉行職
5	平安山尔也女眞宇志		向姓内間家六世朝賢	1618	順治七年庚寅二月二十日継父家統轉任勝連間切総地頭職並領知行高八十斛也 康熙元年十月七日任西之御殿御普請継奉行
6	勝連間切平敷村山城尔也女眞加戸	首里	向姓内間家七世朝睦	1661	康熙十年辛亥六月二十八日因兄勝連按司為出家繼家督而賜知行高八十斛
7	舒能豊平安名筑登之親雲上常政女思武太		向姓内間家七世朝睦	1661	康熙五十二年十二月二十六日任勝連間切平安名地頭職
8	宿藍田平田親雲上典通女思龜		向姓内間家七世朝睦	1661	康熙五十二年癸巳十一月十九日任國中札改継奉行

40 前掲沖繩県立図書館史料編集室編『沖繩県史料 前近代6 首里王府仕置2』54頁。

41 前掲滋賀秀三『中国家族法の原理』556頁。

42 前掲滋賀秀三『中国家族法の原理』556頁。

山城 彰子：近世琉球における家譜資料にみる妾と側室

No.	妾	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
9	護得久間切上地村伊禮親雲上女加那	首里	向姓喜屋武家八世朝昶	1745	乾隆二十五年庚辰十月十四日續父之家統拝授喜屋武間切惣地頭職賜知行高三十斛 嘉慶六年辛酉十一月二十日拝授法司職恭蒙許駕安駟加領知行高三百斛
10	浦添間切仲間村無系宮城仁屋女眞嘉戸		向姓高嶺家五世廷柱	1719	乾隆四年己未十一月十五日任為父之跡目浦添間切惣地頭職賜知行高八十斛 乾隆二十八年癸未十二月朔日任大典奉行職 乾隆三十六年辛卯三月十八日轉任高嶺間切惣地頭職
11	佐敷間切新里村無系與那嶺親雲上(女)武太	首里	向姓高嶺家七世必達	1760	乾隆五十一年丙午七月六日繼父家統任高嶺間切惣地頭職賜知行高百斛 嘉慶十年乙丑十二月朔日任眞和志平等惣頭職
12	西原間切掛福村無系新川筑登之親雲上女龜		向姓高嶺家九世風儀	1807	道光二十五年七月二十日續父家統任高嶺間切惣地頭職併知行高四十斛 同治八年己巳六月朔日任眞和志平等惣横目職
13	宮城阿護志多禮浦添間切屋富祖村次良宮城女眞名眞牛	首里	向姓義村家一世尚周	1763	乾隆三十六年辛卯三月十八日詔授勝連間切惣地頭職 乾隆三十八年癸巳六月三日蒙賜知行高三百斛 乾隆五十一年丙午八月十七日叨蒙加賜知行高百斛(共計四百斛) 嘉慶三年戊午十月七日任國相職恭蒙加賜知行高二百斛<ママ>(共計六百斛)
14	西原間切小橋川村百姓吳屋筑登之童名牛		向姓義村家三世志禮	1830	道光二十七年丁未六月廿四日奉命繼尚謙家統拝授東風平間切惣地頭職併賜知行高三百斛 光緒四年壬寅六月任諸製方奉行
15	無系大城筑登之親雲上女鍋	首里	馬姓小縁家十一世馬允杰	1803	道光十一年辛卯十月十五日不祿享年二十九號安葬
16	金城村無系仲村渠女眞那部	首里	傳姓池原家四世昭弼	1621	崇禎十六年癸未九月初二日續父之家跡領知行高二十斛 順治八年辛卯二月初六日轉任豐見城間切阿波根地頭職 順治十二年乙未三月初六日賜加增知行高三十斛(都合五十斛也) 順治十八年辛丑三月初二日任御物奉行職 康熙二年十二月二十日賜加增知行高三十斛(都合八十斛也) 康熙十五年丙辰九月十四日任算用奉行職
17	眞和志間切識名村仲村渠掟親雲上女眞加戸		傳姓池原家六世世哲	1669	康熙四十四年乙酉八月初四日續父之家統任具志川間切田崎地頭職領知行高三十斛 雍正十一年癸丑九月二十七日任下庫理御番頭職
18	赤田村無系具志堅筑登之女鶴		傳姓池原家十世執中	1788	記載なし
19	思龜東風平間切富盛村世名城掟知念仁屋女	首里	麻姓西原家十四世麻克昌	1774	嘉慶三年戊午二月十五日繼父之跡拝授西原間切棚原地頭職並賜知行高三十斛 道光十一年十二月二十一日再任西之平等惣横目職

No.	妾	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
20	嘉手苺筑登之親雲上女思加那		毛姓上里家九世盛時	1657	康熙二十六年丁卯四月十日襲家統任久志間切嘉陽地頭職及賜知行高三十斛
21	與那城筑登之親雲上女眞鍋	首里	毛姓上里家九世盛時	1657	康熙四十六年丁亥十二月三日任寺社奉行職
22	大中村無系福福筑登之女鶴		毛姓上里家十五世盛烈	1824	咸豐八年戊午十二月二十四日襲父家統授喜屋武間切上里地頭職 光緒二年丙子十二月朔日任取納奉行職
23	讀谷山間切古堅村仲宗根女鍋		毛姓座喜味家八世盛守	1677	康熙四十七年戊子八月二十二日因繼父家督任讀谷山間切惣地頭職並賜知行高八十斛 康熙五十二年十一月二十九日任御書院親方部職
24	中城間切添石村安谷屋筑登之女吳勢	首里	毛姓座喜味家十二世盛珍	1781	嘉慶十二年六月七日繼父之家統任讀谷山間切惣地頭職併賜知行高四十斛 道光十四年甲午七月二十八日任冠船方御用意惣主取職
25	中城間切萩堂村比嘉筑登之女蒲戸		毛姓座喜味家十三世盛普	1801	道光十六年九月二十三日繼父之家統任讀谷山間切惣地頭職併賜知行高八十斛 道光二十七年丁未三月二十二日任法司官職加賜知行高三百二十斛(共計四百斛)
26	西村無系城間仁屋女眞牛	那覇	譜代古姓諸見里家四世譜代保宜	1814	咸豐五年乙卯正月二十七日蒙命任摩文仁間切石原地頭職 同治九年庚午二月朔日任御物城職 同治十年辛未六月十五日明蒙轉授越來郡諸見里采地
27	西原間切末吉村帳内住居桃原村無系伊佐筑登之女思戸	那覇	惠姓名嘉眞家四世喜長	1797	咸豐九年己未七月三日任久米具志川間切仲地頭職
28	西原間切小那覇村玉那覇筑登之女字志		惠姓名嘉眞家四世喜長	1797	咸豐九年十二月朔日任那覇船改奉行職
29	西村無系城間筑登之女思戸	那覇	蘭姓名嶺家十世篤重	1818	咸豐十年十一月辛酉十二月朔日為宮古御藏大屋子
30	今歸仁間切古宇利村蒲戸山城女眞加戸		容姓名眞榮田家九世義公	1769	道光六年丙戌十二月十六日不祿享年五十八號覺山
31	無系比嘉筑登之親雲上女鶴	泊	容姓名眞榮田家十一世義充	1813	道光二十八年戊申一月九日為進貢使正議大夫鄭元親古波藏親雲上儀者
32	金武間切金武村伊藝仁屋女眞牛	泊	葉姓名渡山家九世兼榮	1782	道光二十三年癸卯十二月朔日為普請奉行所筆者
33	宮古島西里村假若文字子平良仁屋名子蒲戸女子鶴	泊	柳姓浦崎家六世康智	1746	乾隆五十四年己酉十月十四日死享年四十四號自得
34	泊村無系津波筑登之親雲上女蒲戸	久米	孫氏大嶺家六世光裕	1781	乾隆六十年乙卯八月初七日結歿髮陸秀才(賜年俸米乙<ママ>石) 道光二十二年壬寅五月十九日叨蒙加賜知行高六十石(共計八十斛) 道光二十二年壬寅五月十九日奉命為總理唐榮司 道光二十五年乙巳七月十二日再轉授小祿郡大嶺地頭職
35	若狹<ママ>町村無系宮平筑登之女眞嘉戸	久米	孫姓安座間家八世文和	1807	道光元年辛巳十二月二十三日結歿髮陸秀才(賜年俸米一斛) 同治五年丙寅十二月奉命為惣横目職

No.	妾	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
36	孫世顯佐久本筑登之親雲上女眞嘉戸	久米	梁氏上江洲家十二世璽	1733	乾隆十二年丁卯八月十一日結欵髮拳秀才(賜年俸米一斛) 乾隆三十六年辛卯十二月初九日奉命為久米村総横目 乾隆三十七年壬辰二月二十二日為父後嗣授中城間切當間地頭職恩賜知行高四十斛

※一覧表は氏集番号順に作成した。

『那覇市史』として刊行されている家譜資料から妾は36人確認でき、複数の妾を持つ人もいるため妾の<夫>は32人確認できる。そのうち、総地頭職は14人(全て首里系家譜)、地頭職は11人(首里系・那覇系・久米系家譜)である。また、32人のうち知行を受けている人は20人(首里系・久米系家譜)確認できる。泊系家譜で、妾の<夫>となっている男性は、2人とも地頭職や知行は受けていない。柳姓浦崎家六世康智の家譜からは経済力があつたか推測することは難しいが、葉姓名渡山家九世兼榮の家譜を見ると、田地方筆者や泊総横目を歴任し、経済力があつたものと思われる。次に、側室の<夫>の状況をみてみたい。

(表⑦) 側室の<夫>の状況

No.	側室	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
1	思戸金乃具志川郡府田場邑大城尔也女	首里	夏姓内嶺家七世徳庸	1623	順治十年癸巳十二月十三日任具志川間切惣地頭職 康熙五年丙午十二月初五日陞紫巾冠十一日賜知行高八十斛
2	真鍋樽乃東風平郡府當銘邑嘉数尔也女	首里	夏姓内嶺家七世徳庸	1623	順治十年癸巳十二月十三日任具志川間切惣地頭職 康熙五年丙午十二月初五日陞紫巾冠十一日賜知行高八十斛
3	越來間切上地村比嘉下庫理之女眞鶴	首里	向姓湧川家九世朝盛	1650	康熙二十二年癸亥九月十九日因繼家統轉授越來間切総地頭並賜知行高八十石 康熙二十九年四月初十日任高奉行職
4	大里間切與那原村上原筑登之親雲上女眞鍋樽	首里	向姓具志川家九世鳳彩	1674	康熙三十年辛未閏七月四日續父洪綱任今歸仁間切総地頭職 康熙三十年辛未閏七月四日為追襲事賜知行高四十斛 康熙四十九年庚寅二月十六日加賜知行高四十斛(共計八十斛)
5	玉城間切糸数村當山筑登之親雲上女乙	首里	向姓辺戸名家七世朝禰	1622	順治三年六月二十日兄朝了為跡日賜知行高三十二斛 順治十三年丙申六月二十三日轉任玉城間切惣地頭職 康熙八年八月十六日任山奉行職

No.	側室	家譜	<夫>	生年	領地・役職・知行など
6	今歸仁間切上運天村松山城妹思戸	那覇	養姓原國家九世承祺	1737	嘉慶十三年戊辰六月朔日因御儉約為那覇惣横目職 嘉慶十九年甲戌九月二十八日不祿壽七十八號承襲
7	真加戸	久米	蔡氏儀間家九世堅	1585	萬曆四十一年癸丑授浦添間切喜友名地頭職 崇禎六年癸酉四月初五日賜知行高參百石 順治三年丙戌四月二十五日諸知行減少之時高為貳百肆拾石

※一覧表は氏集番号順に作成した。

前述したように、『那覇市史』として刊行されている家譜資料から側室は7人確認でき、複数の側室を持つ人もいるため側室の<夫>は6人確認できる。そのうち、総地頭職は4人(首里系家譜)、地頭職は1人(久米系家譜)である。また6人のうち、知行を受けている人は5人(首里系・久米系家譜)確認できる。妾の<夫>の状況と同じように、大方経済力があることが示されている。

以上、一覧表で示したとおり、首里系および久米系士族の<夫>となった男性はそのほとんどが有禄士族であり、領地を持っている。このことから、妾あるいは側室を娶るには、一定の経済力を必要としていたことがわかる。

那覇系と泊系士族の<夫>となった男性は無禄士族が多いが、家譜には王府への献金による褒賞記事が添付されていることなどから、やはり経済力があつたことが推測される。家譜に妾や側室という位置づけで記載された女性の生活は、<夫>のそうした経済力によって支えられていたことが指摘できよう。

おわりに

以上、家譜に表われる妾・側室について検討した。家譜の中では、室と同様に「娶る」という表現で、妾・側室という「位置づけ」がなされている。これらの点は中国の婚姻に関する考え方の影響を受けていると考えられる。

『四本堂家礼』によると士族の婚姻は、同程度の経済力、家格同士での縁談が望まれていたことがうかがえる。

【資料⑨】

一、嫁之儀、能々見合可申之処、世間専富る者之娘を娶候儀題目二存、縦令雖為良家之女其家貧く候得者、娶不申事候。有福之者二而さへ有之候へ者、百姓等之女江も致縁辺候。歴々之士も間二有之事候。依之其妻銀錢之威二募り、舅姑や夫二驕り候得共、威勢二恐れ萬反妻任せ候故、我意をふるまひ家中猥二成行候儀、偏二丈夫之氣無レ之、武運尽果為申事二而候。夫人之貧富八天命二係り候事二而、当時横道二富を相求一旦楽候をいふとも、

時過天命去財産散、家中及無力候得者無為方、終二夫婦も致離散、世上之逢批判候儀、誠以浅間敷次第二候。右之件畢竟迷財利不顧廉恥所より出来たる事候間、為士者ハ平日廉恥を専にして、不貪貨財様ニ能々相慎儀、肝心之至候。

- 一、我よりも高位之家ニ嫁候得者女子不驕、我よりも下輩女を娶候得者嫁不驕由、書籍等ニ相見得候⁴³。

該資料では、世間では良家かどうかよりも経済力がある「家」の娘を嫁にと考える人たちがいるが、〈夫〉の家よりも経済力がある家から嫁を迎えた場合、嫁は実家の経済力を背景に「驕り」、最終的に夫婦は離別することになる、と強い言葉で戒めている。〈夫〉の「家」よりも家格の低い「家」から嫁を迎えた場合嫁は「驕らない」、という条文から、〈夫〉の「家」よりも裕福な家格が高い「家」からの嫁を迎えることを忌避する傾向が窺える。本稿で紹介した妾・側室の〈夫〉となっている男性は経済力があり、その室及び継室についてはほぼ同等の経済力を持つ「家」から迎えられている。こうした縁組みの多くが系持の「家」と「家」を繋ぐものでもあり、中国では、「門当戸対」といい、特に室及び継室を娶る際にこうした家格を重視する婚姻の事例が族譜に多くみられるが、中国の儒教文化を享受した琉球社会においても、そうした傾向が家譜の中にみえる。

一方妾や側室については、上述したように無系の百姓身分のものが多い。妾・側室を娶る際には、こうした家格は重視されない。家譜には、記録されている妾や側室はその全員が子どもを出産しているという共通点がある。つまり、子ども、特に嫡子のいない系持の家においては、妾・側室の存在・役割は重要な意味を持つようになる。加地伸行は『儒教とは何か』の中で儒教社会における家を継ぐという生命観について、以下のようなことを述べている。

自己の生命とは、実は父の生命であり、祖父の生命であり、さらに、実は遠くの祖先の生命ということになり、家系をずっと遡ることができることになる。すると、いまここに自己があるということは、実は、百年前、確かに自分は生きていたことでもある。いや、百年はおろか、千年前、一万年前、十万年前に

も、ひいては生命のもとであったところにまで遡って自己は確かに存在してことになるのだ。それは、〈血脈〉あるいは〈血の鎖〉と言っている。それと対照的に、一方では子孫・一族があり、百年先、千年先、一万年先と、もし子孫・一族が続けば、自己は個体としては死ぬとしても、肉体の死後も子孫の生命との連続において生き続けることができることになる⁴⁴。

加地は、家を継ぐことを〈血脈〉〈血の鎖〉という言葉で表わし、該著では「孝の行ないを通じて、自己の生命が永遠であることの可能性に触れるのである⁴⁵」と述べ、①祖先の祭祀、②父母への敬愛、③子孫を生むこと、それら三行為をひっくるめて〈孝〉としている⁴⁶。〈血脈〉〈血の鎖〉を繋ぐ妾・側室の嫡子の出産は、まさに儒教でいうところの重要な〈孝〉の行為の一つなのである。向姓高嶺家の五世廷柱の妾である浦添間切仲間村無系宮城仁屋女眞嘉戸が王家から贈り物を受ける家長の配偶者としてみなされるのも、家を継ぐ〈孝〉の行為を行った妾・側室の待遇としてみることができよう。

しかし、本稿で示したように妾・側室がみな家を継ぐ嫡子を出産したわけではない。室及び継室が嫡子を出産したケースでは、家譜に記された妾・側室の存在は、出産した子どもを士族として取り込む重要性が問われている点に留意しなければならない。生まれた子どもを士族身分として系持に取り込むためには、生子証文を王府に提出しなければならなかったが、正式な手続きを経て家譜の世系図に取り込まれる場合、母親の存在も重要な記載事項の一つであったからである。家譜に記載されている妾・側室のすべてが子どもを産んだ者に限られているというのは、こうした王府の身分制に関わる問題が背景にあったからである。逆に言うと、子どもを出産しなかった女性は、正式な手続きを踏まず士族身分に取り込まれず家譜に記載されなかった子ども同様に、家譜にその名が記されることがなかったということである。『四本堂家礼』に記載されている下女の眞呉勢のように、子を出産しても、状況次第では妾・側室として家譜に記されなかった女性がいた点も留意しなければならない⁴⁷。

『那覇市史』として刊行されている家譜資料に記載されている、士族の男性の〈妻〉となった女性（室、継室、妾、側室、名指されない女性）の総数は3605人で、

43 前掲山里純一『琉球の家礼に関する書誌学的・文献学的研究』琉球大学法文学部、2010年、119-120頁。

44 加地伸行『儒教とは何か』中公新書、1990年、20-21頁。

45 前掲加地伸行『儒教とは何か』21頁。

46 前掲加地伸行『儒教とは何か』19-21頁参考。

47 那覇市歴史博物館が所蔵している17-2120王姓家譜支流小渡家の家譜資料には「家譜仕次」が11点所収されている。仕次には八世春暉の譜に「妾泉崎村無系思戸」と書かれているが、家譜には記載されていない。17-2120王姓家譜支流小渡家は『那覇市史』として刊行されており、八世春暉の譜は前掲那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)』14頁に掲載されている。家譜資料だけではなく仕次など家譜資料に関わる資料も今後検討したい。

そのうち妾は36人、側室は7人という人数は、そうした王府の身分制に関わる歴史的背景を示す数値であると同時に、その人数の少なさは系持の士族層において、経済力を持たない貧しい無禄士族を含む多くの士族層が家譜で認められる妾・側室を有していなかったことをも示している。上述したように、宮城栄昌は『沖縄女性史』で「士族階級では妾をもたないものがないくらいであった⁴⁸⁾」と指摘している。刊行されている家譜資料に記載されている妾や側室の数は限定的であり、経済力のある有力士族を中心に妾や側室の存在が確認できるとはいえ、有力士族が全て妾や側室を有していたわけではない。また王府は妾の身元が明確であること的前提として、妻妾同居、もしくは妾宅を構えることを求めている。王府に無給で奉仕し勤功⁴⁹⁾を重ね「心附役⁵⁰⁾」や「経役⁵¹⁾」が回ってくるのを何十年も待っていた多くの無禄士族には、そうした余力はなかったはずである。士族の多くが妾・側室を有していたとする宮城の指摘は、家譜資料が示す妾・側室について考えた場合、妥当性を欠くと言わざるを得ない。家譜資料をみると室・継室が男児を出産しなかった場合、特に士族社会の大多数を占めていた無禄士族層においては妾・側室を迎えることをせず、養子を取り入れる形で家の継承を行っていた点も併せて指摘しておきたい。また、今後の課題として、家譜資料以外の史料から妾・側室の状況を明らかにしていくことが挙げられる。

中国の族譜の影響を受けた琉球家譜に、同時代の中国の族譜の中に現れる女性に関する記事より、多くの女性の「位置づけ」に関する記述がみられるのは、家譜の記載が身分制の確立した近世琉球における系持士族の人員把握の証左とみなされていた点を指摘しておきたい。妾や側室には室とは異なる様々な身分上の役割が担わされていた。

参考文献

- 栗国恭子「琉球王府と女性たち」赤坂憲雄編『東北学 Vol6-特集<南>の精神史』東北芸術工科大学東北文化研究センター、2002年
『王姓家譜 支流 小渡家』(17-2120) 那覇市歴史博物館所蔵、資料コード01000442
沖縄県立図書館史料編集室編「大与座規模帳」『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会、1989年
沖縄大百科事典刊行事務局『沖縄大百科事典 中巻』沖

- 縄タイムス社、1983年
球陽研究会『球陽 原文編』角川書店、1974年
球陽研究会『球陽 読み下し編』角川書店、1974年
金城正篤「沖縄の家譜」沖縄県教育庁文化課編『沖縄の家譜-歴史資料調査報告書 VI』(沖縄県文化財調査報告書第90集)、沖縄県教育委員会、1989年
加地伸行『儒教とは何か』中公新書、1990年
滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年
田名真之「解説」那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三』那覇市企画部市史編集室、1982年
田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992年
田名真之『近世沖縄の素顔』ひるぎ社、1998年
田名真之「なはの女性・前近代概観」那覇市総務部女性室編『なは・女のあしあと(前近代編)』2001年
陳捷先「談琉球久米系家譜」『族譜学論集』三民書局、2017年
渡口眞清『近世の琉球』法政大学出版局、1975年
豊見山和行「前近代琉球の家族・夫婦・親子をめぐる権力関係」喜納育江編『沖縄ジェンダー学1 「伝統」へのアプローチ』大月書店、2014年
那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(上)』那覇市企画部市史編集室、1980年
那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻6 家譜資料二(下)』那覇市企画部市史編集室、1980年
那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料編 第1巻7 家譜資料三』那覇市企画部市史編集室、1982年
那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第1巻8 家譜資料四』那覇市企画部市史編集室、1983年
宮城栄昌『沖縄女性史』沖縄タイムス社、1967年
福村光敏「家譜にみる士族の結婚・離婚・再婚・出産と相続」「地域と文化」編集委員会編『地域と文化 第61号』、1990年
源武雄「第七章 人生儀礼 第二節婚姻 一首里の婚姻風習」那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇 第2巻中の7 那覇の民俗』1979年
山城彰子「家譜資料にあらわれる家と女性-それぞれの婚姻・出産・離別-」比較家族史学会編『比較家族史研究』32号、2018年

48 前掲宮城栄昌『沖縄女性史』179頁。

49 吏員として出仕し功を築くこと。(渡口眞清『近世の琉球』法政大学出版局、1975年、284頁参照)。

50 「王府時代、唐・大和へ遣わされる役目をいう。のちには先島在番も旅役扱いとなる」(渡口眞清「旅役」沖縄大百科事典刊行事務局『沖縄大百科事典 中巻』沖縄タイムス社、1983年、719頁)。

51 「諸座諸蔵の蔵役人の総称」(渡口眞清「心付役」沖縄大百科事典刊行事務局『沖縄大百科事典 中巻』沖縄タイムス社、1983年、117頁)。